

## 答申第12号

### 答 申

「個人情報にかかる法違反又は法違反のおそれのある事案に関する報告書（確報）の内容に関連する報告書」非公開決定案件

#### 第1 審査会の結論

平成25年2月8日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定は、妥当である。

#### 第2 異議申立てに至る経緯

##### 1 公文書公開請求

異議申立人は、平成25年1月29日、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「個人情報にかかる法違反又は法違反のある事案に関する報告書」を愛媛県に報告している報告書」について公開請求を行った。

##### 2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として、「個人情報にかかる法違反又は法違反のおそれのある事案に関する報告書（確報）の内容に関連する報告書」（以下「本件公文書」という。）を開示請求に係る文書として特定し、平成25年2月8日、本件公文書について条例第7条第2項第1号、第2号及び第6号の規定に該当するとし、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

##### 3 非公開とした理由

条例第7条第2項第1号、第2号及び第6号該当

- (1) 個人の氏名、役職名その他特定の個人の個別取引等個人に関する情報が記録されており、公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。
- (2) 名称、部署名など農業協同組合（以下「農協」という）に関する情報や個別取引に関する内容が記録されており、また、法律に基づかない任意書類の提出であることから、公にすることにより〇〇農業協同組合（以下「当該農協」という。）の正当な利益を害するおそれがあるため。
- (3) 個別取引に関する対応等の内容を明らかにすることにより、農協の指

導監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

#### **4 異議申立て**

異議申立人は、「異議申立てに係る処分を取消し、対象文書の全部を開示するよう求める」として、平成 25 年 3 月 12 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対し異議申立てを行った。

### **第 3 異議申立人の主張の要旨**

異議申立人が異議申立書及び実施機関の理由説明書に対する反論書において主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関が非公開とした当該文書の内容には事実が隠蔽されて報告されている可能性が疑われることや当該農協が継続的な法違反又は法違反のおそれのある行為を行っているので、非公開とすべき理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っている。

実施機関の非公開の決定は一方的な判断であり、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取消し、全部公開を求めるものである。

### **第 4 実施機関の説明の要旨**

実施機関が理由説明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

#### **1 農林水産分野における個人情報の取扱いについて**

農林水産省では、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 8 条の規定に基づき、農林水産大臣が所管する分野における事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 21 年 7 月農林水産省告示第 924 号。以下「ガイドライン」という。）を制定しており、農協は、その取り扱う個人情報について、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに都道府県知事に報告するよう努めることとされている。

#### **2 本件公文書について**

異議申立人が非公開決定の取消しを求める本件公文書は、ガイドライン第 10(6)の規定に基づき、当該農協から平成 24 年 2 月 8 日付けで実施機関に対して任意に提出された公文書である。当該農協は、異議申立人に対す

る自動車共済金の支払業務（以下「本件業務」という。）において、当該農協職員が異議申立人の個人情報の記載された書類を紛失し、これらの事実関係及び再発防止策等について、平成 23 年 11 月 15 日にガイドライン第 10(6)の規定に基づき「個人情報にかかる法違反又は法違反のおそれのある事案に関する報告書（確報）」として実施機関に提出していたところ、その後、本件業務の実施に際して、さらに不適切な対応が行われていたことが判明し、その経緯を報告するために当該農協が本件公文書を提出したものであり、法令の根拠に基づいて提出されたものではない。

### 3 本件公文書を非公開とした理由

本件公文書を非公開としたのは、以下の理由により、本件公文書に記録されている情報が条例第 7 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に該当すると判断したためである。

#### (1) 条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当すること

ア 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、公開しないこととされている（条例第 7 条第 2 項第 1 号）。

イ 本件公文書には、当該農協職員等の氏名、役職等が記載されており、特定の個人を識別することができる。

ウ よって、本件公文書に記録されている情報は、条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当するものである。

#### (2) 条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当すること

ア 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが公開請求の対象となった公文書に記録されているときは、その情報が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものである場合を除き、公開しないこととされている（条例第 7 条第 2 項第 2 号）。

イ 本件公文書には、当該農協の名称及び部署名、異議申立人等に対する対応状況、それを踏まえた対応方針などの内容が詳細に記載されており、これらを公にすれば、当該農協の内部管理に属する情報が明らかになるとともに、当該農協に関して無用な誤解や憶測を招くことになりか

ねない。

そして、前記2のとおり、本件公文書は、当該農協から県に対し任意に提出されたものであり、当該農協において公にすることを予定して作成されたものではないことを考え合わせると、本件公文書を公にすることで、当該農協が行う信用事業、共済事業等の各種事業において他の金融機関や保険会社等との競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

ウ また、公益性確保の観点から公にする必要が認められる情報とは、法人等の事業活動によって危害（公害、薬害等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報とされているところ、本件公文書にはこのような情報は記載されていない。

エ よって、本件公文書に記録されている情報は、条例第2条第2項第2号に該当するものである。

### (3) 条例第7条第2項第6号に該当すること

ア 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものが公開請求の対象となった公文書に記録されているときは、公開しないこととされている（条例第7条第2項第6号）。

イ 農協に対する検査、監督等を効果的、効率的に実施するためには、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）等の法令に基づき提出された資料や報告に加え、その業務に係る事実の経緯や対応状況などの各種情報が必要である。このような情報は、県職員が入手した情報等が守秘義務により公開されないことを前提に、提出されているものである。また、このような情報の有無については、県の農協に対する検査権限及び監督権限をもってしても、全てを把握することは困難であり、早期かつ正確な事実を把握するためには農協側の協力が必要不可欠である。

ウ 本件公文書は、農業協同組合法等の法令で提出や報告を義務づけられたものではなく、前記2のとおり本件業務における不適切な対応について報告するため、任意に提出されたものであり、本件公文書により情

報提供された内容の程度は、当該農協の自主判断に基づく部分が多いことから、このような情報が公開された場合、それ以降当該農協の自主判断に基づく情報提供が滞ったり、具体性を欠いたりすることが懸念される。また、当該農協のみならず県内全ての農協の信頼を損ね、それ以降協力を得られなくなれば、早期かつ正確な事実の把握が困難になるなど、農協の検査、監督等の事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。

エ よって、本件公文書に記録されている情報は、条例第 2 条第 2 項第 6 号に該当するものである。

以上のとおり、本件公文書に記録されている情報は、条例第 7 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に該当する。

## **第 5 審査会の判断の理由**

### **1 本件公文書について**

本件公文書は「第 4 実施機関の説明要旨 2 本件公文書について」のとおり、本件業務において、「個人情報にかかる法違反又は法違反のおそれのある事案に関する報告書（確報）」の提出後、本件業務の実施に際して当該農協の職員による不適切な対応が行われていたことが判明したことから、その経緯を報告するために、当該農協が任意に提出したものである。

### **2 基本的な考え方について**

- (1) 異議申立人は、本件異議申立てにおいて、本件公文書が条例第 7 条第 2 項各号に該当しないと理由により、本件処分の取消しを求めている。
- (2) 実施機関は、本件公文書が条例第 7 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に該当するとの理由により、本件処分が妥当であると主張している。  
このため、当審査会は本件公文書の内容を見分し、本件公文書が条例第 7 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に該当するかどうかの検討を行うこととした。

### **3 本件処分に係る具体的な判断**

- (1) 条例第 7 条第 2 項第 1 号の該当性について  
条例第 7 条第 2 項第 1 号は、次のとおり規定している。

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個

人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

本号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重し、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別できる情報は、原則として非公開とすることを定めたものである。

審査会において本件公文書を見分したところ、本件公文書には当該農協職員の氏名、役職のほか、自動車共済契約者の個別取引に係る情報が記載されており、特定の個人を識別することができることを確認した。

したがって、本件公文書に記録されている情報は、条例第7条第2項第1号に該当するものである。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

条例第7条第2項第2号は、次のとおり規定している。

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由、競争上の地位その他の正当な利益を尊重し、保護する観点から、公にすることにより法人等又は個人の正当な利益を害するおそれがある情報については、公益性確保の観点から公にすることが認められる情報を除き、非公開とすることを定めたものである。

ただし書は、法人等又は個人の事業活動によって危害（公害、薬害等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、公開することを定めたものである。この場合、現実に危害が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合も含まれ、その事業活動が違法又は不当であるか否かは問わない。

アの「正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法人等の生産・技術・販売上のノウハウ、運営方針、経理、人事、労務管理等の情報で、公にすることにより、法人等の事業活動等が損なわれると認めら

れるもの及び公にすることにより法人等の名誉が侵害され、又は社会的信用若しくは社会的評価が低下するものをいい、必ずしも経済的利益の概念でとらえられないものも含むものであり、「正当な利益を害するおそれ」の有無は、当該法人等と行政との関係や当該法人等の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性等それぞれの法人等及び情報の性格に応じて適正に判断する必要がある。

ア 審査会において本件公文書を見分したところ、「第4実施機関の説明要旨 3本件公文書を非公開とした理由(2)イ」のとおり、本件公文書は、当該農協の名称及び部署名、異議申立人等に対する対応状況、それを踏まえた対応方針などの内容が詳細に記載されており、本件公文書に記載された内容は、当該農協に関する内部情報であり、その全体が法人に関する情報である。これらを公にすれば、当該農協の内部管理に属する情報が明らかになるとともに、当該農協に関して無用な誤解や憶測を招くことになり、当該農協が行う信用事業、共済事業等の各種事業において他の金融機関や保険会社等との競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、本件公文書は、条例第7条第2項第2号に規定する法人情報に該当する。

イ 条例第7条第2項第2号ただし書該当性について

「第4実施機関の説明要旨 3本件公文書を非公開とした理由(2)ウ」のとおり、本件公文書は「公にすることが必要であると認められる情報」には該当しないものと考えられる。

したがって、条例第7条第2項第2号ただし書には該当しないものと判断する。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

条例第7条第2項第6号は、次のとおり規定している。

県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

本号は、公にすることにより、県の機関、国の機関、独立行政法人

等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、非公開とすることを定めたものである。

「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる情報だけではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。

監査、交渉、試験その他同種のものが反復されるような性質の事務又は事業にあつては、ある個別の事務又は事業に関する情報を公開すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずることがあり得るが、これも「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たるものとして取り扱う。

「第4 実施機関の説明要旨 3 本件公文書を非公開とした理由 (3) ウ」のとおり、本件公文書には、当該農協における不適切な対応の具体的な状況、内部調査の状況等が詳細に記述されており、このような情報を公にすることにより、農協からの自主的な届出等が得られなくなるという実施機関の懸念は是認できる。また、これらの情報が公にされることになれば、今後、県内全ての農協が届出等に対して非協力的な態度をとり、その結果、農協に対する指導監督の前提となる正確な状況把握が困難になるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件文書は条例第7条第2項第6号に該当するものであると認められる。

#### **4 まとめ**

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

#### **第6 審査会の審議等の経過**

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

別紙

審査会の審議の経過

年 月 日	処理内容
平成 25 年 4 月 23 日	諮問
同年 4 月 23 日	実施機関に理由説明書の提出を依頼
同年 5 月 31 日	実施機関から理由説明書を受理
同年 6 月 5 日	異議申立人に理由説明書を送付、反論書の提出を依頼
同年 8 月 12 日	異議申立人から反論書を受理
同年 8 月 12 日	実施機関に反論書を送付
同年 9 月 2 日	審査会（第 1 回審議）
同月 10 月 9 日	審査会（第 2 回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 井 名 津	松山大学経済学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	